福祉医療費助成事業補助金の概要（平成18年10月現在）

助成事業補助金の趣旨

重度心身障害者（老人）、乳幼児、母子家庭等、父子家庭の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的に、市町村が医療費の一部（法定自己負担額等）を助成した場合に、県は市町村に対し補助金を交付しています。
なお、市町村によっては、県制度の助成内容を上回る制度を、条例で定めている場合があります。＜参考1＞

助成事業補助金の種類

助成対象者	対象の範囲	医療費の助成内容
重度心身障害者（児）	・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳所持者（等級A1、A2、B1） ・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 ・身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） ◎所得制限：特別児童扶養手当制限額準用	社会保険各法の自己負担額 （入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額の助成は行わない）
乳幼児	小学校就学前まで	
母子家庭等の母と子	・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない母と当該児童 ・父母のいない18歳到達後の年度末までの児童 ◎所得制限：児童扶養手当制限額準用	
父子家庭の父と子	・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父と当該児童 ◎所得制限：児童扶養手当制限額準用	
老人保健医療受給者のうち重度心身障害老人	・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳所持者（等級A1、A2、B1） ・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 ・身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 上記のいずれかの該当で老人保健医療の受給者	老人保健法の老人医療費自己負担額と同じ

	◎所得制限：特別児童扶養手当制限額準用 ＜経過措置＞ 既存受給者（H18.9.30までに受給認定された者）については、H20.10.1から所得制限を実施	（同上）

平成16年度　福祉医療費助成事業補助金内訳表

区分	対象者数	受診延べ件数	県補助額	1人当たり負担額	1件当たり負担額
重度心身障害者	21,200 人	460,963 件	21億2,810 万円	100,382 円	4,616 円
乳幼児	130,343 人	1,012,515 件	12億4,221 万円	9,530 円	1,226 円
母子家庭等	34,896 人	385,567 件	5億3,625 万円	15,367 円	1,390 円
重度心身障害老人	34,125 人	932,910 件	24億2,574 万円	71,084 円	2,600 円
計	220,564 人	2,791,955 件	63億3,231 万円	28,709 円	2,269 円

＜参考1＞

岐阜県内市町村福祉医療費助成事業制度一覧表（18年10月1日現在）

- 重度心身障害者（児）医療費助成事業
- 乳幼児医療費助成事業
- 母子家庭等医療費助成事業
- 重度心身障害老人医療費助成事業
- 父子家庭医療費助成事業
- 69歳等老人医療費助成事業
- 準保護世帯医療費助成事業

○市町村役場への問い合わせ先

[illegible] Copyright [illegible]

岐阜県福祉医療制度の受給者証等の取扱いについて

平成１８年４月１日から医療機関で提示する岐阜県福祉医療制度の受給者証の取扱い等について下記のとおり変更する予定ですので、よろしくお願いいたします。

記

1　受給者証関係（受給資格者証番号の頭数字について）

（1）　「乳幼児」の受給者証

「乳幼児」の受給者証について、現行３歳未満「１」、３歳以上「４」としている受給資格者証番号の頭数字を、就学前まで「１」、就学後「４」に変更します。

ただし、H18 年４月１日前に発行済みの受給者証については、「４」から「１」への番号の書き換えを行わない県内市町村もあるため、医療機関の窓口での受給者証の確認の際、「１」又は「４」による年齢区分は考慮する必要がありません。

【見本】

（表）

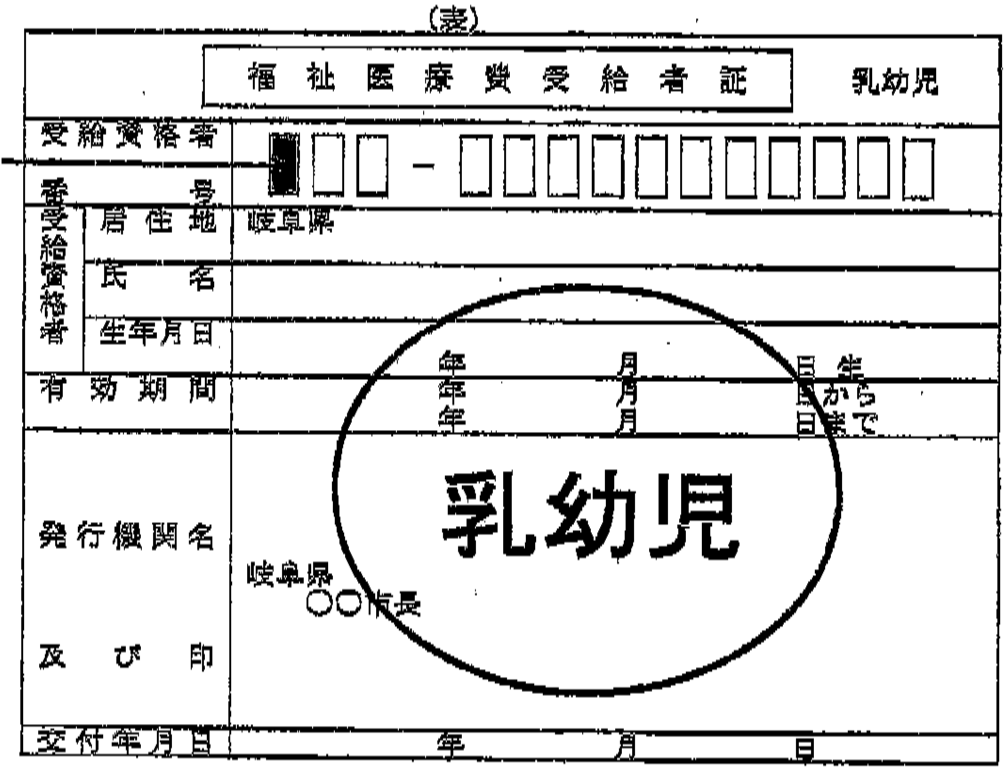

（「１」又は「４」）

福祉医療費受給者証		乳幼児
受給資格者番号		■□□－□□□□□□□□□□□
受給資格者	居住地	岐阜県
	氏名	
	生年月日	年　月　日生
有効期間		年　月　日から 年　月　日まで
発行機関名及び印		岐阜県 〇〇市長 乳幼児
交付年月日		年　月　日

(2) 「父子家庭」の受給者証

「父子家庭」の受給者証について、受給資格者証番号の頭数字を、岐阜県補助対象分「7」、市町村単独分「8」とします。

【見本】

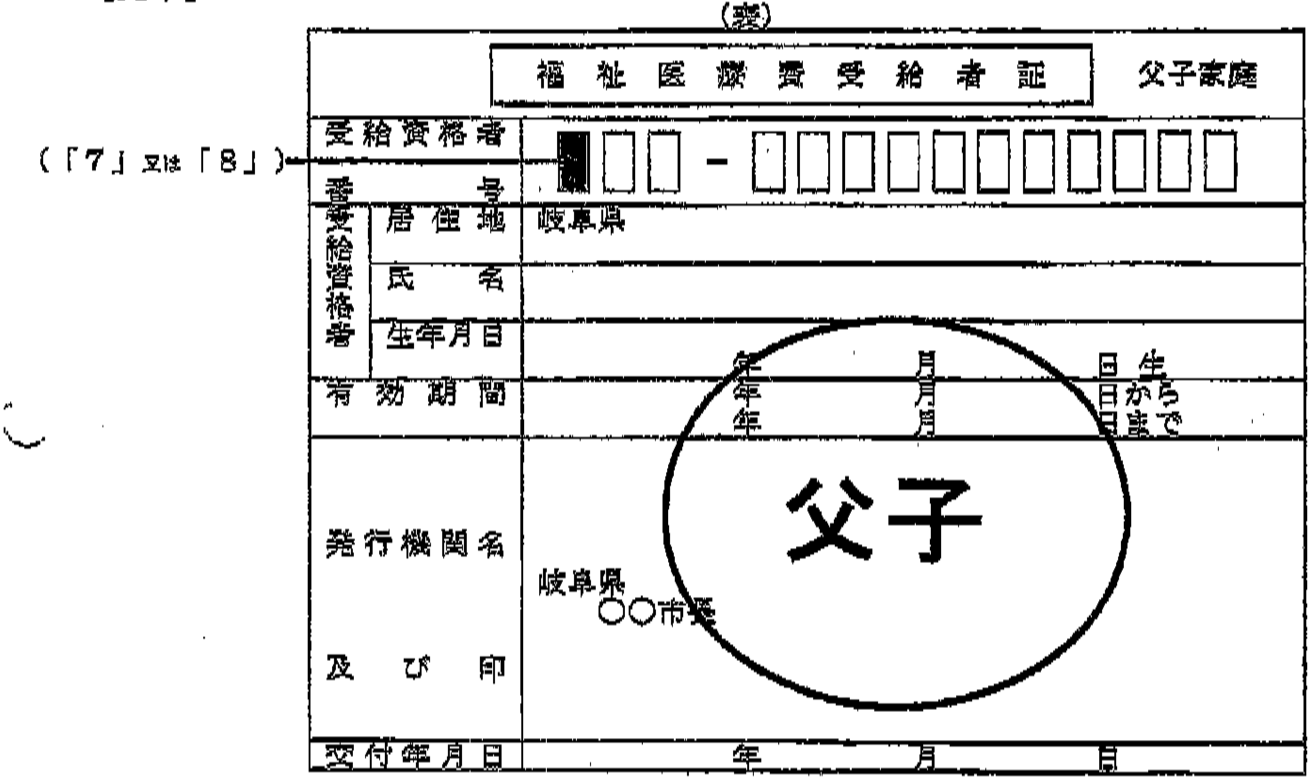

(表)

	福祉医療費受給者証	父子家庭
受給資格者番号	■□□ - □□□□□□□□□□	
受給資格者 居住地	岐阜県	
受給資格者 氏名		
受給資格者 生年月日	年 月 日生	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名及び印	岐阜県 ○○市長	
交付年月日	年 月 日	

(「7」又は「8」)

父子

2 入院時食事療養費標準負担額の窓口徴収について(平成18年10月1日診療分から)

入院時食事療養費標準負担額の助成に対する岐阜県の補助を、H18 年 10 月 1 日診療分から廃止します。それに伴い、H18 年 10 月 1 日以降の入院時食事療養費標準負担額は、「(乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等)医療費助成金請求書」及び「重度心身障害老人特別助成金請求書」を用いての請求はできませんので、医療機関の窓口で必ず受給者から徴収してください。

3 「(乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等)医療費助成金請求書」及び「重度心身障害老人特別助成金請求書」の様式変更について(平成18年10月1日診療分から)

医療機関から国保連合会へ提出される「(乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等)医療費助成金請求書」及び「重度心身障害老人特別助成金請求書」の様式は、H18 年 10 月診療分の請求時から変更する予定です。

主管課	岐阜県 国民健康保険課 福祉医療担当		
課長補佐	宮脇	取扱主任	橋本
電話番号	(058)272-1111 内線 2646		
FAX番号	(058) 277-5450		

重度心身障害者(児)医療費助成事業市町村実施状況(平成18年10月1日現在)

	市町村名	対象者							所得制限			助成内容			助成方法		備考
		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		その他	なし	特別児童扶養手当制限額準用	その他	自己負担なし		その他	現物(県内)	償還	
		3級まで	4級	B1まで	B2	2級まで	3級					(但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担)	(但し、入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は自己負担)				
	岐阜県	○		○		○		①		○		○	○		○		
1	岐阜市	○		○		○		①		○		○	○		○		
2	大垣市	○		○		○		①		○		○	○		○		
			○		○						市民税非課税者	○	○			○	市内現物給付
3	高山市	○		○		○		①	○			○	○		○		
			○		○						市民税非課税世帯	○	○		○		
							○				市民税非課税世帯	○	○	自己負担額の1/2		○	
4	多治見市	○		○		○		①	○			○	○		○		
			○		○				○ 65歳以上		市民税非課税者 (65歳未満)	○	○		○		
								自立支援医療(精神通院医療)該当者			市民税非課税者	／	／	外来のみ		○	
5	関市	○		○		○		①	○			○	○		○		
		1～3級身障手帳申請中の者						特定疾病疾患者	○			○	○			○	
								精神病院入院患者	○			○	○	入院分の自己負担額の1/2		○	
6	中津川市	○	○	○	○	○		①		○		○	○		○		
7	美濃市	○		○		○		①		○		○	○		○		
8	瑞浪市	○		○		○		①		○		○	○		○		
								自立支援医療(精神通院医療)該当者	○			／	／	外来のみ		○	
9	羽島市	○		○		○		①		○		○	○		○		
10	恵那市	○	○	○		○	○			○		○	○		○		
11	美濃加茂市	○		○		○		① 国民年金障害の1・2級	○			○	○		○		
12	土岐市	○		○				①	○			○	○		○		
								自立支援医療(精神通院医療)該当者	○			／	／	外来のみ		○	
						○				○		○	○		○		

重度心身障害者(児)医療費助成事業市町村実施状況(平成18年10月1日現在)

	市町村名	対象者							所得制限			助成内容			助成方法		
		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		その他	なし	特別児童扶養手当制限額準用	その他	自己負担なし		その他	現物(県内)	償還	備考
		3級まで	4級	B1まで	B2	2級まで	3級					(但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担)	(但し、入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は自己負担)				
	岐阜県	○		○		○		①		○		○	○		○		
13	各務原市	○		○		○		① 4～6級かつB2		○		○	○		○		
14	可児市	○		○	○	○		①	○			○	○		○		
			○						○ 65歳以上		市民税均等割以下 (65歳未満)	○	○		○		
15	山県市	○		○		○		①		○		○	○		○		
16	瑞穂市	○		○		○		①		○		○	○		○		
17	飛騨市	○		○		○		①	○			○	○		○		
			○		○		○				市民税非課税世帯	○	○		○		
18	本巣市	○		○		○		①		○		○	○		○		
19	郡上市	○		○		○		①		○		○	○		○		
20	下呂市	○		○		○		①		○		○	○		○		
			○								(本人)市民税所得割非課税未満 (配偶者及び本人の生計維持者)特児法第7条の額未満	○	○		○		
							○			○		○	○	入院分の自己負担額の1/2		○	
21	海津市	○		○		○		①		○		○	○		○		
22	岐南町	○		○		○		①		○		○	○		○		
23	笠松町	○		○		○		①		○		○	○		○		
24	養老町	○		○		○		①		○		○	○		○		
25	垂井町	○		○		○		①		○		○	○		○		
26	関ケ原町	○		○		○		①	○			○	○		○		
27	神戸町	○		○		○		①		○		○	○		○		
28	輪之内町	○		○		○		①		○		○	○		○		
29	安八町	○		○		○		①		○		○	○		○		
30	揖斐川町	○		○		○		①		○		○	○		○		
31	大野町	○		○		○		①		○		○	○		○		
32	池田町	○		○		○		①		○		○	○		○		
33	北方町	○		○		○		①		○		○	○		○		
34	坂祝町	○		○		○		①		○		○	○		○		
35	富加町	○		○		○		①		○		○	○		○		
36	川辺町	○		○		○		①		○		○	○		○		
37	七宗町	○		○		○		①	○			○	○		○		

重度心身障害者(児)医療費助成事業市町村実施状況(平成18年10月1日現在)

市町村名	対象者							所得制限			助成内容			助成方法		
	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		その他	なし	特別児童扶養手当制限額準用	その他	自己負担なし		その他	現物(県内)	償還	備考
	3級まで	4級	B1まで	B2	2級まで	3級					(但し、入院時食事療養費に係る標準負担額は自己負担)	(但し、入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は自己負担)				
岐阜県	○		○		○		①		○		○	○		○		
38 八百津町	○		○		○		①		○		○	○		○		
		○								所得税8万円未満世帯	○	○	②		○	
39 白川町	○		○		○	○	①		○		○	○		○		
40 東白川村	○		○		○		①	○			○	○		○		
							障害年金受給者	○			○	○	自己負担額の3割を助成		○	
41 御嵩町	○		○	○	○		①	○			○	○		○		
		○								町民税均等割以下	○	○		○		
42 白川村	○		○		○		①		○		○	○		○		
42	42	10	42	7	42	5										

①身体手帳4級で戦傷病者手帳(特別項症から第4項症)所持者
②自己負担額から総医療費の1/10又は自己負担限度額の3/5いずれか低い額及び入院時食事療養費標準負担額を引いた額

重度心身障害者人医療費助成事業市町村実施状況（平成18年10月1日現在）

市町村名	対象者（老人保健法該当者）							所得制限			助成内容			助成方法		備考
	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		その他	なし	特別児童扶養手当制限額準用	その他	自己負担なし		その他	現物（県内）	償還	
	3級まで	4級	B1まで	B2	2級まで	3級					(但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担)	(但し、入院時生活療養に係る生活療養標準負担額は自己負担)				
岐阜県	○		○		○		①		○		○	○		○		
1 岐阜市	○		○		○		①		○		○	○		○		
2 大垣市	○		○		○		①		○		○	○		○		
3 高山市	○		○		○		①	○			○	○		○		
		○		○						市民税非課税世帯	○	○		○		
						○				市民税非課税世帯	○	○	自己負担額の1/2		○	
4 多治見市	○	○	○	○	○		①	○			○	○		○		
5 関市	○		○		○		①	○			○	○		○		
	1～3級身障手帳申請中の者							○			○	○			○	
							精神病院入院患者	○			○	○	入院分の自己負担額の1/2		○	
6 中津川市	○	○	○	○	○		①		○		○	○		○		
7 美濃市	○		○		○		①		○		○	○		○		
8 瑞浪市	○		○		○		①		○		○	○		○		
9 羽島市	○		○		○		①		○		○	○		○		
10 恵那市	○	○	○		○	○			○		○	○		○		
11 美濃加茂市	○		○		○		① 国民年金法別表の1、2級	○			○	○		○		
12 土岐市	○		○				①	○			○	○		○		
					○				○		○	○		○		
13 各務原市	○		○		○		① 4～6級かつB2		○		○	○		○		
14 可児市	○		○	○	○		①	○			○	○		○		
15 山県市	○		○		○		①		○		○	○		○		
16 瑞穂市	○		○		○		①		○		○	○		○		
17 飛騨市	○		○		○		①	○			○	○		○		
		○		○		○				市民税非課税世帯	○	○		○		
18 本巣市	○		○		○		①		○		○	○		○		
19 郡上市	○		○		○		①		○		○	○		○		
20 下呂市	○		○		○		①		○		○	○		○		
		○								（本人）市民税所得割非課税世帯（配偶者及び本人の生計維持者）特児法第7条の基準額	○	○		○		
						○			○		○	○	入院分の自己負担額の1/2		○	

重度心身障害老人医療費助成事業市町村実施状況（平成18年10月1日現在）

市町村名		対象者（老人保健法該当者）							所得制限			助成内容			助成方法		備考
		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		その他	なし	特別児童扶養手当所得制限準用	その他	自己負担なし		その他	現物（県内）	償還	
		2級まで	4級	B1まで	B2	2級まで	3級					（但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担）	（但し、入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は自己負担）				
岐阜県		○		○		○		①		○		○	○		○		
21	海津市	○		○		○		①		○		○	○		○		
22	岐南町	○		○		○		①		○		○	○		○		
23	笠松町	○		○		○		①		○		○	○		○		
24	養老町	○		○		○		①		○		○	○		○		
25	垂井町	○		○		○		①		○		○	○		○		
26	関ケ原町	○		○		○		①	○			○	○		○		
27	神戸町	○		○		○		①		○		○	○		○		
28	輪之内町	○		○		○		①		○		○	○		○		
29	安八町	○		○		○		①		○		○	○		○		
30	揖斐川町	○		○		○		①		○		○	○		○		
31	大野町	○		○		○		①		○		○	○		○		
32	池田町	○		○		○		①		○		○	○		○		
33	北方町	○		○		○		①		○		○	○		○		
34	坂祝町	○		○		○		①		○		○	○		○		
35	富加町	○		○		○		①		○		○	○		○		
36	川辺町	○		○		○		①		○		○	○		○		
37	七宗町	○		○		○		①	○			○	○		○		
38	八百津町	○		○		○		①		○		○	○		○		
39	白川町	○		○		○	○	①		○		○	○		○		
40	東白川村	○		○		○		①	○			○	○		○		
								障害年金受給者	○			○	○	自己負担額の3割を助成		○	
41	御嵩町	○		○	○	○		①	○			○	○		○		
			○								町民税均等割以下	○	○		○		
42	白川村	○		○		○		①		○		○	○		○		
42		42	7	42	3	42	5										

①身障手帳4級で戦傷病者手帳（特別項症から第4項症）所持者
②自己負担額から総医療費の1/10又は自己負担限度額の3/4いずれか低い額及び入院時食事療養標準負担額を引いた額

乳幼児医療費助成事業市町村実施状況（平成18年10月1日現在）

市町村名		対象者（●印：入外来、○印：入院のみ）								所得制限		助成内容	助成方法		
		小学校就学前 6歳年度末	小学校1年生 7歳年度末	小学校2年生 8歳年度末	小学校3年生 9歳年度末	小学校4年生 10歳年度末	小学校5年生 11歳年度末	小学校6年生 12歳年度末	義務教育終了迄 15歳年度末	なし	一部あり	自己負担なし（但し、入院時食事療養費に係る[illegible]）	現物（県内）	償還	備考
岐阜県		●入外来								○		○	○ 就学前		
1	岐阜市	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○ 義務教育終了迄		
2	大垣市	●	●	●						○		○	○ 8歳年度末		
3	高山市	●	●	●	●	●	●	●		○		○	○ 12歳年度末		
4	多治見市	●								○		○	○ 就学前		
5	関市	●	○	○	○	○	○	○		○		○	○ 就学前迄	○ 就学後	
6	中津川市	●								○		○	○ 就学前		
7	美濃市	●	○	○	○	○	○	○		○		○	○ 就学前迄	○ 就学後	
8	瑞浪市	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○ 就学前迄	○ 就学後	
9	羽島市	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○ 就学前迄	○ 就学後	
10	恵那市	●	●（注1）	●（注1）	●（注1）	●（注1）	●（注1）	●（注1）			○	○	○ 12歳年度末		注1
11	美濃加茂市	●	●	●	●	●	●	●		○		○	○ 12歳年度末		
12	土岐市	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○ 就学前迄	○ 就学後	
13	各務原市	●								○		○	○ 就学前		
14	可児市	●	●	●	●	●	●	●		○		○	○ 12歳年度末		
15	山県市	●	○	○	○					○		○	○ 就学前迄	○ 就学後	
16	瑞穂市	●								○		○	○ 就学前		
17	飛騨市	●	●	●	●	●	●	●		○		○	○ 12歳年度末		
18	本巣市	●	●	●	●	●	●	●		○		○	○ 12歳年度末		
19	郡上市	●								○		○	○ 就学前		
20	下呂市	●								○		○	○ 就学前		
21	海津市	●	○	○	○	○	○	○		○		○	○ 就学前迄	○ 就学後	
22	岐南町	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○ 就学前迄	○ 就学後	
23	笠松町	●	●	●	●	●	○	○	○	○		○	○ 10歳年度末迄	○ 10歳年度末後	
24	養老町	●	●	●	●					○		○	○ 9歳年度末		
25	垂井町	●	●	●	●	●	●	●	○	○		○	○ 12歳年度末迄	○ 12歳年度末後	
26	関ケ原町	●	●（注2）	●（注2）	●（注2）						○	○	○ 9歳年度末		注2
27	神戸町	●	●	●	●					○		○	○ 9歳年度末		
28	輪之内町	●	●	●	●					○		○	○ 9歳年度末		
29	安八町	●	●	●	●					○		○	○ 9歳年度末		
30	揖斐川町	●	●	●	●	●	●	●		○		○	○ 12歳年度末		
31	大野町	●								○		○	○ 就学前		
32	池田町	●	●	●	●	○	○	○	○	○		○	○ 9歳年度末迄	○ 9歳年度末後	

乳幼児医療費助成事業市町村実施状況（平成18年10月1日現在）

市町村名		対象者（●印：入外来、○印：入院のみ）								所得制限		助成内容	助成方法		備考
		小学校就学前 6歳年度末	小学校1年生 7歳年度末	小学校2年生 8歳年度末	小学校3年生 9歳年度末	小学校4年生 10歳年度末	小学校5年生 11歳年度末	小学校6年生 12歳年度末	義務教育修了迄 15歳年度末	なし	一部あり	自己負担なし（但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担）	現物（県内）	償還	
岐阜県		●入外来								○		○	○ 就学前		
33	北方町	●								○		○	○ 就学前		
34	坂祝町	●								○		○	○ 就学前		
35	富加町	●								○		○	○ 就学前		
36	川辺町	●								○		○	○ 就学前		
37	七宗町	●								○		○	○ 就学前		
38	八百津町	●								○		○	○ 就学前		
39	白川町	●								○		○ （入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額の助成あり）	○ 就学前（但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額の助成は償還払い）		
40	東白川村	●								○		○	○ 就学前		
41	御嵩町	●								○		○	○ 就学前		
42	白川村	●	●	●	●	●	●	●		○		○	○ 12歳年度末		
●計（入外来）		42	17	17	15	10	9	9	0						
○計（入院のみ）			9	8	8	9	10	10	8						
42		42	26	25	23	19	19	19	8	40	2	42			

（注1）高山市：所得制限については、小学校就学から12歳年度末までが対象
所得制限の範囲：児童手当の所得制限額準用（ただし、18歳以下「18歳到達後の年度末まで」の児童を3人以上扶養している場合は所得制限を適用しない。）
（注2）関ケ原町：所得制限については、小学校就学から8歳年度末の入外来分が対象。
所得制限の範囲：対象乳幼児と扶養関係にある世帯員等の前年度の住民税所得割の課税標準の合計額が380万円以下

母子家庭等医療費助成事業市町村実施状況（平成18年10月1日現在）

市町村名		対象者			所得制限		助成内容	助成方法	
		・18歳到達後の年度末までの児童と母 ・父母のいない18歳到達後の年度末までの児童	高校在学中の19歳未満の児童と母	その他	なし	児童扶養手当制限額準用	自己負担なし（但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担）	現物（県内）	償還
岐阜県		○				○	○	○	
1	岐阜市	○				○	○	○	
2	大垣市	○				○	○	○	
3	高山市		○			○	○	○	
4	多治見市	○				○	○	○	
5	関市	○			○		○	○	
6	中津川市	○				○	○	○	
7	美濃市	○				○	○	○	
8	瑞浪市	○			○		○	○	
9	羽島市	○				○	○	○	-
10	恵那市	○				○	○	○	
11	美濃加茂市	○				○	○	○	
12	土岐市	○			○		○	○	
13	各務原市		○			○	○	○	
14	可児市	○			○		○	○	
15	山県市	○				○	○	○	
16	瑞穂市	○				○	○	○	
17	飛騨市	○			○		○	○	
18	本巣市	○				○	○	○	
19	郡上市	○				○	○	○	
20	下呂市	○				○	○	○	
21	海津市	○				○	○	○	
22	岐南町	○				○	○	○	
23	笠松町	○				○	○	○	
24	養老町			20歳到達後年度末までの学生と母		○	○	○	
25	垂井町		○			○	○	○	
26	関ケ原町	○			○		○	○	
27	神戸町		○			○	○	○	
28	輪之内町	○				○	○	○	
29	安八町	○				○	○	○	
30	揖斐川町	○				○	○	○	
31	大野町	○				○	○	○	
32	池田町	○				○	○	○	
33	北方町	○				○	○	○	
34	坂祝町	○				○	○	○	
35	富加町	○				○	○	○	
36	川辺町	○				○	○	○	
37	七宗町	○			○		○	○	
38	八百津町	○				○	○	○	
39	白川町	○				○	○	○	
40	東白川村	○			○		○	○	
41	御嵩町	○			○		○	○	
42	白川村	○				○	○	○	
42		37	4	1	9	33	42	42	0

父子家庭医療費助成事業市町村実施状況（平成18年10月1日現在）

市町村名		対象者		所得制限		助成内容	助成方法	
		・18歳到達後の年度末までの児童と父	高校在学中の19歳未満の児童と父	なし	児童扶養手当制限額準用	自己負担なし（但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担）	現物（県内）	償還
岐阜県		○			○	○	○	
1	岐阜市	○			○	○	○	
2	大垣市	○			○	○	○	
3	高山市		○		○	○	○	
4	多治見市	○			○	○	○	
5	関市	○			○	○	○	
6	中津川市	○			○	○	○	
7	美濃市	○			○	○	○	
8	瑞浪市	○		○		○	○	
9	羽島市	○			○	○	○	
10	恵那市	○			○	○	○	
11	美濃加茂市	○			○	○	○	
12	土岐市	○		○		○	○	
13	各務原市		○		○	○	○	
14	可児市	○		○		○	○	
15	山県市	○			○	○	○	
16	瑞穂市	○			○	○	○	
17	飛騨市	○		○		○	○	
18	本巣市	○			○	○	○	
19	郡上市	○			○	○	○	
20	下呂市	○			○	○	○	
21	海津市	○			○	○	○	
22	岐南町	○			○	○	○	
23	笠松町	○			○	○	○	
24	養老町	○			○	○	○	
25	垂井町	○			○	○	○	
26	関ケ原町	○		○		○	○	
27	神戸町		○		○	○	○	
28	輪之内町	○			○	○	○	
29	安八町	○			○	○	○	
30	揖斐川町	○			○	○	○	
31	大野町	○			○	○	○	
32	池田町	○			○	○	○	
33	北方町	○			○	○	○	
34	坂祝町	○			○	○	○	
35	富加町	○			○	○	○	
36	川辺町	○			○	○	○	
37	七宗町	○		○		○	○	
38	八百津町	○			○	○	○	
39	白川町	○			○	○	○	
40	東白川村	○		○		○	○	
41	御嵩町	○		○		○	○	
42	白川村	○			○	○	○	
	42	39	3	8	34	42	42	0

69歳老人等医療費助成事業市町村実施状況（平成18年10月1日現在）

市町村名		対象者				助成内容		助成方法		備考
		69歳	その他	市町村民税非課税世帯	老齢福祉年金制限額準用	自己負担額から医療費の1/10又は自己負担限度額の2/3いずれか低い額及び入院時食事療養費標準負担額を引いた額	老人保健法の一部負担準用	現物	償還	
1	大垣市	○	○ 67～68歳、65歳以上ねたきり		○		○	○市内	○	
2	垂井町	○		○		○			○	
2		2	1	1	1	1	1	1（一部）	2	

準保護世帯医療費助成（平成１８年１０月１日現在）

市町村名	対象者	所得制限	助成内容	助成方法
各務原市	心身障害者又は病弱者を有する家庭生活困窮世帯	生活水準が生活保護法保護基準の1.3倍までの世帯	医療保険で1ヶ月1件に対し、自己負担額＋標準負担額の5,000円を超える額	償還